

人足寄場の成立と変遷

平松義郎

はじめに

- 一 江戸幕府の刑罰
一 体系 二 目的
- 二 江戸幕府の自由刑
一 永牢と過怠牢 二 牢屋と溜
- 三 無宿問題と幕府の対応
一 享保期の新規溜構想 二 安永期の施策・佐州水替人足と無宿養育所
- 四 人足寄場の設立
一 定信と平蔵 二 寄場起立 三 永統主法 四 常陸上郷村人足寄場
- 五 人足寄場の変質
一 文政期の改正 二 天保期の改正
- 六 人足寄場の普及
一 幕府領 二 諸藩
- 七 寄場の実態
むすび

はじめに

昭和一八（一九四三）年、『日本近世行刑史稿』上下二冊の史料集的大作を編述された行刑官・辻敬助氏は、その研究を次のように結ばれている。

「人あるいは我が国現行の獄制は専ら欧州獄制の移入によりて発達したるものなりとするも、その伝統はむしろ遠く王朝以後の旧獄制に求むべきである。なかんづく自由刑制度については……寄場制度の慣行、未決拘禁制度については徳川幕政時における囚獄法が永く我国の實際を支配し、いまなおこれが影響下にありと認めらるるもの少なからざるを見るのである」⁽¹⁾（本稿所引の史料文献の送仮名はなるべく現在通用のものに改めた）。

獄制の実際において、近代以前の伝統法、とくに江戸時代の人足寄場と牢屋以来の制度、慣行は、昭和一〇年代末、なお強く影響をもちつづけていた。恐らくその影響は、現在もなお刑務所ないし拘置所に纏綿し、揺曳していることであろう。本稿は矯正施設の現行制度ないし実務の源流を伝統法上に探り、その原点としての江戸期人足寄場の成立とその変化を跡づけようとするものである。

(1) 辻敬助『日本近世行刑史稿』下一三四五頁（昭和一八年、刑務協会）。

一 江戸幕府の刑罰

一 体系

江戸幕府の刑罰は、將軍徳川吉宗が寛保二（一七四二）年に制定した公事方御定書下巻によって種類が定まり、以後この御定書を基準とする刑政の運用のなかで体系化が進んだ。刑罰は当然、身分によって異なっていた。百姓町人等庶民に対する刑罰のほかに、武士、僧侶等特権的身分の者には特別な刑罰があった。律令の用語により、前者を正刑、後者を閏刑と呼んで説明したものがあつたが、幕府法上はそういう語法はなかつた。

庶民への刑罰がもちろん一般的なものであるが、重軽の体系は御定書以後も完全に整うまでには至らなかつた。それは、一には特定の犯罪だけに科される刑罰があつたからである。放火に対する火罪、単純殺人に対する下手人、情死・近親相姦等に対する非人手下のごときがこれで、刑罰の執行方法に犯罪の態様を反映させる、いわゆる反映刑に属するものである。また二には適用される場合が比較的稀な刑罰の存在である。奴、剃髪等の刑がこれ、概していえば、沿革的に古いものが御定書以後も残つたのである。以上の諸刑罰は体系化されにくいし、またその実際的必要もなかつたのである。しかしこのような刑罰を除けば、一応の刑罰体系は組織だてられており、それには二種のものがあつた。第一は「通例之御仕置」の段取で、普通刑罰体系、第二は「盗賊御仕置段取」で特別刑罰体系である。普通刑罰体系は科されるべき犯罪が特定してない基本的な体系で、磔―獄門―死罪―遠島―重追放―中追放―軽追放―江戸十里四方追放―江戸払―所払―手鎖―急度叱・叱である。過料もよく用いられたが、納付困難な場合は手鎖に代替された。「盗賊御仕置段取」は主として盗犯およびこれに準ずる

財産罪に対するもので、また同時に盗犯における累犯処罰の体系でもあつた。これが確立したのは文化三（一八〇六）年であるが、入墨重敲―入墨敲―入墨―重敲―敲というもので、入墨刑と敲刑の二種から成つていた。盗犯では初犯敲、再犯入墨、三犯死罪というのが基本である。これら二つの体系はいずれも「段」で差等づけられていて、この「段」を加重、減輕するときは、一等、二等というように「等」を単位に上下する。一等重い、というときは一段上げ、一等軽く、というときは二段下ることになつていた。たとえば中追放の一等重きは重追放であるが、一等軽いのは軽追放ではなくて江戸十里四方追放となる。ただし死刑については加重ということはない。たとえば獄門の罪を情状が悪いので一等重く磔にする、ということはない。そして一等軽くするときは磔、獄門は遠島、死罪は重追放に下げるのが普通であつた。幕府では刑罰を広義では御仕置と総称するが、狭義では普通刑罰体系では所払以上、特別刑罰体系の敲以上を御仕置という。それより軽い手鎖、過料、叱り等の刑は御咎と呼ぶ。犯罪の違法性を表現するとき、「不届」とは御仕置の場合に限り、御咎のときは「不埒」、「不束」、「不念」等という。もちろん最も軽い刑である叱でも、これが刑罰として科される限り、所定の裁判手続を経るべきであり、御定書・判例等所定の法源に準拠して決定されるべきものであつた。

武士に対する刑罰には、斬罪、切腹、遠島、永預、追放、改易、扶持召放、高召上、預、閉門、逼塞、押込、遠慮等があつた。僧侶による俗界法（「国法」）上の犯罪には俗的領主が刑罰を科すが、特別なものとして、追院、退院、一宗構、一派構、閉門、逼塞、遠慮等が存した。

二 目的

江戸幕府では、刑罰の目的はなにもまず「見懲」（みこり・みごらし）のためであるとされた。一般人が

牢とは違い過怠牢は普通に行われた刑であった。⁽¹⁾ それにしても他の刑種と比較すれば、その適用頻度、重要性は高いとはいえないのである。

二 牢屋と溜

牢屋は永牢、過怠牢という自由刑の執行を主たる目的とする場所ではなく、本来の機能は未決勾留のための施設である。これに付随して有罪判決を受けた者を刑の執行まで拘留する場所なのである。もともと、上訴の制度がない当時、死刑は判決が申渡されたとき、その場で執行されたから、遠島刑執行のため出船を待つのが主な場合となる。従って、この機能もそれほど重要とはいえない。以上の意味で牢屋は拘留所に当るものなのであるが、死刑（斬首）、敲・入墨刑、および拷問執行の場所、および不行跡の子を親等の願により「懲しめのため」に入れる委託拘禁の場所でもあったが、これらも拘留所的施設であることから出てくる機能といえよう。

江戸期拘禁施設の典型的なものとして幕府の小伝馬町牢屋を例にとると、牢屋の特質として次の三点が考えられる。

一は交談自由な雑居拘禁であったことである。牢屋は身分により揚座敷、揚屋、大牢、二間牢、百姓牢と分れ、女性は女牢に分隔したが、各房雑居を原則とする。独居拘禁の理念、制度は少なくとも牢屋にはない。もちろん未決囚を主とするから作業を科すことはなく、囚人は掛りの奉行所に吟味のために呼出される以外は房内に雑居して日を送る。交談の禁止はなく、夜間は静粛を旨とするというだけのことであり、喫煙も禁止されていたが、事実上できた。その日常は各自の犯罪歴を誇りあい、博奕、囲碁、将棋等で遊び、あるいは宴会を開き、私刑をを行うというもので、「獄に居ると自然と悪事の工夫が付き、又諸国諸州の悪党と切磋致し候故、度度牢へ入るは

ど大胆に相成り申し候⁽²⁾」という結果になる。牢屋は犯罪学校であった。二は牢内秩序の規律は主として牢名主制によって維持されていたことである。各房内囚人団体のうちで、おのずから指導的地位を掌握できる者を牢名主として公認し、以下牢名主の統制下に一〇数名の役付を選び、これによって房内の規律を保つのがこの制度で、自然発生的なものを幕府が利用したのである。実力・暴力と慣習による団体的秩序の前には個人の立場はほとんど全く無視されるが、集団的秩序は厳として保たれるのである。この団体的秩序に適合できない者は生存すら脅かされたのである。⁽³⁾ 三は牢屋は未決勾留の場所とはいっても、一種の刑罰のようにも見られていた。牢屋は未決囚を入れる場所であり、「囚人等、その罪の定まらざる程は、いまだ罪人にあらず⁽⁴⁾」という觀念もなかった。しかし一般には、牢屋の囚人は罪人視されたのであって、奉行たちの言によれば、「一体牢内の儀は、罪惡これあるものを入置き候儀にて、無罪のもの入牢致させ候と申儀も相当にこれなく」、「牢内囚人共は悪党共多の儀」、「牢舎もの共は無頼の族」等と見られていた。これは一には高度に有罪の推定を受けた者だけを入牢させるのが原則であり、また入牢者の多くは無宿であったことにもよる。無宿はその存在自体が違法であり、罪人に類する者と考えられていたのである。牢は拘留所の性格をもつとはいっても、その実態、運営はとかく苛酷な刑罰的施設に傾斜しようとすることも事実であった。

溜⁽⁵⁾は非人が管理する施設で、当初は無宿・行路病者收容所、および無宿の未決監を兼ねたものであった。無宿はその生能において浮浪者・非人とほとんど区別できないため、これを非人団体の管理、支配に委ねるのは甚だ自然であった。吉宗は溜の行路病者收容施設たる性格を残しつつ、溜を牢屋に対する病監にした。有宿の病人は親族、公事宿に預けられたから、溜に移されるのは主として無宿の病人であった。なお一五歳未満の幼年で遠島刑に当るときは、親族等に預けて一五歳迄刑の執行を延期するが、適当な預け先のない者、すなわち、通常無

宿の幼年は溜りに收容された。溜は主として無宿のための病監、少年監、および浮浪者の一時的收容所といえる。その実態は牢屋に似てさらに劣悪な状況のもとにあったといえよう。⁽⁶⁾

- (1) 平松前掲「幕末期における犯罪と刑罰の実態」九〇―九一頁。
- (2) 辻前掲『日本近世行刑史稿』上四三六―三七頁。
- (3) 牢内の有様については、石井良助『江戸の刑罰』一〇七―一七六頁（昭和三九年、中央公論社）、平松前掲「刑罰の歴史―（日本）―」三八―三九頁参照。
- (4) 將軍吉宗の言葉として伝えられている。『有徳院殿御実紀』付録卷九。
- (5) 『御仕置例類集』による。
- (6) 平松前掲『近世刑事訴訟法の研究』六九四頁。

三 無宿問題と幕府の対応

一 享保期の新規溜構想

無宿とは庶民で人別帳の記載を削除された者をいう。その発生の主な原因は、貧窮による離村、久離・勘当等による親族関係の断絶、および追放刑であった。とくに封建農村の変質・崩壊による困窮百姓の離村は、次第に慢性化する飢饉に促されて、ときとともに確実に進行を早めていった。無宿化した人口は都市に流れ、街道に彷徨し、あるいは乞食、放浪者となり、あるいは日雇労働者として生き、あるいは博徒集団に加わるのであった。無宿化の進行は在方の生産人口を減少させる反面、都市およびその周辺の治安を脅かす犯罪人口の増大を意味したのである。無宿の規制が幕府の法令にはじめてあらわれるのは將軍家宣の宝永期である。⁽¹⁾幕藩体制成立の当初

の社会問題は封建的・身分関係から離れられた武士・浪人を対象とするものであったが、いまや浪人も含めた全封建体制からの落伍者、離脱者として無宿問題が出てきたのである。幕府法はこのような社会的落伍者に対しては、これを非人身分に編入し、非人集団の統制に服させるという制度をもっていた。非人制度が浮浪者救貧・自活への安全弁として機能したのである。家宣による宝永六（一七〇九）年二月の法令は、逮捕した無宿について、それが無罪であれば帰るべき在所のある者はそこに赴くことを許し、帰るべき所がなければ非人手下に編入することとし、かつ以後は「無罪の無宿」は逮捕しないように令している。無宿で罪を犯した者は刑罰をもって処理すれば足りる。問題は「無罪の無宿」であるが、宝永期には在所への返還、非人への編入がその対策であった。非人制度はまだ機能しえたのである。

吉宗の享保期になると、無宿問題はやや深刻となった。帰還させる場所のある無宿はそこに返すとして、それが不可能な場合、非人手下にするという宝永期の施策はもはや維持できなくなった。無宿を非人に編入しては際限がなく、かつ非人集団に過大な監督の権限を与え、義務を負わすのは適当でないと考えられるようになったのである。このようにして吉宗のもとで構想された無宿対策の主なものとは次の三つであった。一は追放刑の制限で、庶民に関しては御構場所を大幅に縮小し、諸藩に対しても追放刑の制限を令した。二は新規溜案で、評定所一座から上申され、享保六（一七二二）年案と、同八（一七二三）年案の二がある。いずれも従来の非人溜以外に新規に溜を設け、これを無宿收容所とすることを考えている。そこでは得意な手業や菓細工等をさせ、または江戸城外の普請人足に使役する。製品や労務は有償として、なるべく收容所の維持費を支弁させるとともに、收容者への授産を計ろうとしている。無宿の管理者としては請負人か非人頭かが考えられており、依然として非人制度との関連は切れていないのである。三は大名領移植案で、町奉行から出た意見である。その一は、無宿を人

口稀少な薩摩・南部等の辺境大名領に引取らせるといふもの、その二は、単なる離村無宿は出身地の大名旗本に引渡し、不届者で勘当等を受け郷里に還住させ難い者は、三、五、一〇人程度、石高に応じて大名に強制的に配当するといふものであった。吉宗は大名領移植案に興味をもったようであるが、新規溜案と同じくいずれも実現しなかった。公事方御定書下巻八九無宿片付之事は、吉宗による無宿対策の帰結を示すものである。それには、まず江戸出生の無宿については、引取人があれば従来通りそれに引渡すこととし、引取のない場合には、門前払、すなわち釈放処分とした。遠国出身の無宿は大名領に關しては領主に、御料・旗本領等は親類に引渡すが、出身地で罪を犯した者、欠落ちした者、および久離の処分を受けて頼れる人がない者は門前払にする。また幕府の入墨・敲刑を受けた遠国出身の無宿は領主に引渡すが、領主は敢てこれを国元に送還するには及ばないとしており、これまた釈放処分を許容したのである。公事方御定書の無宿規制法はこのようにしてほとんど無内容に等しい。引渡すべき先のない無宿はことごとく釈放処分にしてしまったからである。宝永期にはこの場合は非人手下にした。吉宗は追放刑の制限等、無宿の発生を抑しようとする手は打っている。しかし発生した無宿を非人制度で処理したくない以上、当然それに代る制度、施設が必要となる。それは構想されたが実現せず、門前払にするに止まったのである。

享保期の新規溜案は、後年の人足寄場の構想が兆した端緒として重要な意味をもつ。当時の学者の意見として、获生徂徠は無宿を非人に委ねることを非難し、追放刑を制限して、中国周・漢の徒刑を翻案した徒罪の採用を説いた。中国系徒刑の構想が徂徠を通じて、あるいは直接に、吉宗ないし幕府高官に影響を与えたことは可能性としては考えられる。しかし享保期新規溜案は、非人溜の転化という点、囚人労働を有償と見ている点、および刑罰ではなくて保安処分である点、いずれも中国法系の徒刑とは異なる。新規溜案は主として実際の必要から生れ

た構想と考えるべきである。

二 安永期の施策・佐州水替人足と無宿養育所

將軍家治の下で老中田沼主殿頭意次が権を専らにしたいわゆる田沼時代・安永期になると、幕府はついに無宿問題に対して二つの具体的施策を打出すこととなった。佐州水替人足²⁾と無宿養育所がこれである。安永七(一七七八)年四月幕府は、「近來御当地并に近国とも、無宿者数多徘徊致し候ゆえ、火付盜賊も多く、騒がしき儀どもこれあり、世上一統の難儀」になったとして、無宿悪党の逮捕勸行を命じた。同時に逮捕した無宿を「懲しめのため」佐渡金銀山に送ると触れた。嘗て佐渡奉行を勤めた勘定奉行石谷淡路守清昌の案に出るもので、町奉行牧野大隅守成賢も賛成し、田沼派の老中松平右京大夫輝高が裁可した。現地の佐渡奉行は島および鉾山の治安対策上、無宿の差遣に強く反対したが、幕閣は「無罪の無宿」を送ること、「心底」が直れば帰国させること、試験的な実施であること、という条件でついに反対を押し切り、同年閏七月江戸から六〇人の無宿が送られた。佐渡奉行は彼等を金銀山の水替人足に使うことの許可を老中から取った。金銀の採掘、運搬には用いず、坑内地下水を機械的に汲み上げ、「暫時も手放すにおいては、水増し上るにつき、一昼夜づつ詰切らせ、食事の内は代る代る休むのみ」という労働に当てたのである。本来はこうした労働力でも低賃銀で得られたが、無宿人足の使役が始まると、一般人の賃銀の低下を齎すとともに、この種の労働を嫌悪させることとなり、労働力の補充がつかなくなつてこの制度を恒久化させることとなった。江戸幕閣にとっては江戸およびその周辺からの排害、および猖獗する無宿犯罪に対する威嚇に重点があり、安易な予防処分ではしかなかった。佐渡奉行側では現地の施政、労働管理の責任上、人足の精勤、改善を奨励し、「平人」となつて帰国するように強調したのであり、改善の理念を

ともかく保っていた。従ってこの制度を単に実利的な排害・威嚇の処分とばかりはいえないのである。しかし江戸と現地との方針の齟齬は、結局地方役所の屈服となることが多く、勤勉な水替人足もその期待を裏切られることがしばしばであった。

水替人足は二〇才ないし四〇才程度の男子とし、鉢山の谷間に矢来を結んで一三六坪余の江戸水替小屋場とし、おおむね二〇〇人を収容した。最初から牢名主制が採用され、差配人、小屋頭、下世話が役付、一般が平水替と呼ばれた。差配人は相川の町に住むことが許され、小屋頭が収容所を取締る。差配人は食糧、衣類等の配分に当るので、佐渡奉行所吏員と結んで腐敗しやすかった。労働には僅かな小遣金を給し、平水替の場合一日一五文である。原則として使役は無期であるが、改悛の情願者であれば、「平人」を申付ける。これに「他国出」すなわち帰郷と、「当国止」すなわち佐渡住居との別がある。一〇年未満で「他国出」となることは原則としてない。紀律違反には奉行の科す敷内追込が最も重く、逃亡とくに島からの脱出である乗逃は佐渡で死罪とした。苛酷な労働と差配人・小屋頭による統制に痛めつけられ、小屋場での水替人足は「鼠の如し」と描写されている。反抗の例は少なくないが、いつもは無気力に群居するほかなかったたのであろう。「公の慈悲」として、一〇月に一度外出が許される例で、このとき一同は「かならず先達て死せし水替共の墓所へ参り、香花を手向け、それより海へ行きて垢離³を行い、身の無事を祈りて帰」ったという哀話が伝えられている。

「無罪の無宿」しか送らないという当初の幕閣の約束を佐渡奉行は最後まで楯にとっていたが、実はこの原則は崩れた。まず天明八（一七八八）年老中松平越中守定信は、軽い窃盗の罪で入墨・敲刑の執行を終った無宿で、再犯の虞れのある場合、これを佐渡に送ることとした。御仕置が済めば「無罪の無宿」であるというのである。人足寄場ができると、悪質の紀律違反者が送られるようになり、文化二（一八〇五）年には老中牧野備前守忠精

は、有宿無宿を問わず、とくに悪質な者は「御仕置済み候上」佐渡に島送りにすることとした。このときから追放刑の宣告を受けた者が佐渡に送られるようになったと考えられる。「御仕置済み」とは、実は追放刑ないし御構場所の宣告がなされた、という意味であり、佐渡に送られても宣告は効力を失わない。いわば追放刑受刑中の者ということになるが、佐渡は御構場所外であるから、水替労働はこの宣告とは抵触しない。しかし「平人他国出」を許された場合、御構場所立入・住居の禁は生きているから、江戸へは帰れないのである。佐州水替人足は文化二年以後も保安処分から自由刑に転換したわけではない。追放刑に併せて予防処分を行ったのであり、水替人足は終始保安処分であった。この点は後述する人足寄場と同様に理解してよい。

安永九（一七八〇）年一〇月二四日、江戸城中で南町奉行牧野大隅守成賢は、北町奉行曲淵甲斐守景漸に次の連絡をしている。

「此度深川茂森町に於て無宿養育所仰付けられ、出来致し候に付、無宿共追追差遣し候間、御掛り無罪の無宿これあり候はば、拙者方へ御引渡し成らるべく候、相糺し候上、右養育所へ差遣し申すべく候、尤も養育所へ遣し難き分は、佐州へ遣はさるべく候、右は主殿頭殿へ伺の上、御達し申し候」

これは現在のところ無宿養育所設立を示す唯一の公的な史料とされているものである。³⁾この史料による限り、無宿養育所の設立と運営は、老中田沼主殿頭意次が南町奉行牧野大隅守成賢に特別な行政処分を許すという形式で実施されたものに過ぎない。老中ないし御用部屋が立法し一般に公布した制度ではない。南町奉行が無宿養育所を設置し、無罪の無宿を収容し、収容するのに適当でない者は佐渡に送る、というもので、北町奉行からも無罪の無宿を送致してくるようになっており、これを受領、選別するのは南町奉行なのである。すなわち無宿統制の範囲は町奉行管下の者に限り、他部局には及ばないのである。牧野成賢は、差当って江戸町中の浮浪者の無宿

の一掃を考え、逮捕した無宿のうち悪質な者は佐渡送りとして排害し、改善可能な者を無宿養育所で授産・更生させようとしたのであろう。老中田沼はまず町奉行管内だけの施設として実験的に許したものと考えられる。その制度、実情はほとんど判明しないが、制度上は、「無宿こもかぶり無罪なるものを御入れ置き成られ候て、病人にこれなき分は、何にても職分仰付けられ、その上産れ国方へも段段御たづねありて、一年も二年も御養ひ、その上にて帰国も仰付けらるべき」との「牧野大隅守様思召」であったといふ⁽⁴⁾。無宿の授産・更生と郷里還住とを結合させた短期拘禁の保安処分的施設で、系譜的には享保期の評定所一座による新規溜案と、同じく町奉行所の大名領移植案に連なる。その実情を伝えるものとしては、僅に後年長谷川平蔵が上申書で述べて、「牧野大隅守養育所取計らい仕り候節も、出奔の者多く、難儀仕り候趣相離し」たとし、牧野が逃亡者が多くて苦勞した、と長谷川に語ったと記されている⁽⁵⁾。無宿養育所は実施はされたのであるが、必ずしも成功とはいえない印象をうける。天明四（一七八四）年三月牧野成賢は大目付に昇進、山村信濃守良旺が南町奉行となる。大目付はもとより大名の身分、儀容を監督する旗本老後の名譽ある閑職である。無宿養育所の企画者が局外に去ったのち、この施設が実際に機能したか甚だ疑わしい。早くも天明六（一七八六）年五月南町奉行山村は内寄合で北町奉行曲淵に無宿養育所はこのたび伺のうえ廃止となった、と伝達した。この伺を裁可したのはやはり老中田沼意次であったであろう。無宿養育所は南町奉行管下の町奉行限りの無宿対策のための施設として、七年存続して消えていったのである。

(1) 平松義郎「人足寄場の成立」九八一—一三〇頁(名古屋大学法政論集三四号)に寄場成立に至る幕府の無宿対策の変遷を詳述した。

(2) 佐州(金銀山)水替人足を明治になって古事類苑等は「鉱山役夫」といいかえたが、これは歴史的な称呼ではない。水替人足については古事類苑法律部、辻前掲『日本近世行刑史稿』上、磯辺欣三「無宿人—佐渡金山秘史—」(昭和三九年、人物往来社)参照。

(3) 南和男氏は「御府内雑話」に於いて、はじめて無宿養育所の制度的内容について手がかりが与えられた。南和男『江戸の社会構』(昭和四四年、塙書房)。

(4) 南和男氏の「御府内雑話」による紹介で、はじめて無宿養育所の制度的内容について手がかりが与えられた。南和男『江戸の社会構』(昭和四四年、塙書房)。

(5) 神宮文庫蔵『寄場起立』。

四 人足寄場の設立

一 定信と平蔵

老中田沼主殿頭意次が失脚して、天明七（一七八七）年六月松平越中守定信が老中首座に就任し、寛政改革に着手することとなる。改革の第一として松平定信に処置を迫っていたのは無宿問題であった。後年、江戸における無宿徘徊、跳梁の絶頂期は天明六・七年の頃であったとされている。田沼時代は無宿を氾濫させたまま幕府はこれを検挙して取敢ず溜に収容したが、非人の管理は不正、劣悪を極め、一年に千人以上も病死者を出す有様であった。

天明八（一七八八）年定信は佐州水替人足の制度の拡張をはかり、軽微な窃盗を犯して入墨、或るいは入墨の刑に処せられて引渡すべき者がいない場合、従来は門前払にしていたのを改め、溜に入れて置いて佐渡に送るように令した。定信はこれらの者を「御仕置相済み候上は、則ち無罪の無宿に候」とことわっている。「無罪の無宿」とは、もともと犯罪の全くない無宿の意味であったと考えられるが、刑余者をこれに含めることになった。軽微な窃盗の刑余者は、累犯者ないし常習・職業犯罪者になりがちであるから、これを佐渡に送るのは予

防処分的施策の強化と見てよい。しかし現地金銀山の無宿受入れは、江戸からの輸送や現地の戒護上、おのずから限度があり、また軽微な窃盗の刑余者等を一律に苛酷な鉱山労働に投入することも、幕府法制上あまり他と均衝を失するため、その適用は例外的たらざるをえず、到底無宿問題の解決にはならないのである。定信はこのほか、無宿の伊豆七島・辺地・出身地への移住・還住を考え、一部実行もしたが、これも解決に程遠く、ついに寛政元（一七八九）年の恐らくは八月以後、無宿の収容施設について有志のひとつと意見を求めるに至った。

後年定信が執筆した自叙伝「宇下人言」は、子孫のために老中の機務について記し、蔽封して同家に伝えられたもので、とかく自己の施政を正当化しようとする政治家の著述とは違い、事実およびその評価とも信憑度は高くと考えられるが、それには人足寄場の設置を次のように書いている。

「かつ寄場てふ事出来たり、享保の比よりしてこの無宿てふもの、さまざまの悪業をなすが故に、その無宿を一冊に入れ置き侍らばしかるべしなど建議もありけれど果さず、その後養育所てふもの、安永の比にかありけん、出で来にけれどこれも果さず、ここによって志ある人に尋ねしに、盗賊改をつとめし長谷川何がし
 ころろみんといふ」

定信はさらに続けて、長谷川平蔵の起用に触れている。

「いづれ長谷川の功なりけるが、この人功利をむさぼるが故に、山師などいふ姦なる事もあるよしにて、人人あしくぞいふ、これまたしれれど、左計の人にあらざればこの創業はなしがたしと同列とも議して、まづこころみしなり、いまは御目付より立合を仰付られ、永続の主法評義せしむ」

以上の記述は人足寄場設立の経緯を示す基本的史料である。定信の述べるところは次の通りである。無宿が幕閣の問題となったのは享保頃からであり、それを一冊に入れよという建議とは享保期評定所一座による新規溜案

を指す。その後安永の頃出来た養育所とは、もちろん南町奉行所の無宿養育所である。しかしいずれも目的を達しなかった。「ここによって志ある人に尋ね」たとは、定信がこれらの先蹤を踏まえつつ、無宿収容施設を設置することの可否ないしその方策を有志の者に尋ねたと考えるべきであろう。このいわば定信の発議に対して、「長谷川何がしころろみんといふ」という個所をどのように解釈すべきであろうか。長谷川何がしは、もちろん当時火付盗賊改の任にあった長谷川平蔵宣以であるが、長谷川が「ころろみん」、やってみましよう、といった、ということになる。それに間違いはないが、私は嘗て神宮文庫で発見した写本『寄場起立』によって、さらに詳しく次のように想定しているのである。

定信の無宿収容施設開設提案に対して、長谷川平蔵はまずそれを引受ける意思のあることを、恐らくは口頭で開陳した。数日後平蔵は開設されるべき「無宿養育所」の実施要項につき詳細な意見書、いわば第一上申書を提出する。この上申書に接した定信は大いに意を強くしたもののようで、さらに平蔵に詳細な実施要綱を下問し、一二月平蔵はこれに第二の上申書を提出した。第一、第二の上申書で論ぜられているのは、開設されるべき収容施設の位置、建物、作業、被収容者、戒護、教誨、懲戒、職制等の具体的な施行要領である。高邁な無宿対策の理念のごときものではなく、いかにして逃亡を防ぎ、またいかにして費用を支弁してゆくか、といった極めて実務的配慮に貫かれたものである。すなわち平蔵は論じて、収容所は、逃亡を防止し、要害を構築する費用を節するため、川に沿った土地が望ましいとしており、建物は、夜間被収容者を「獄屋」すなわち牢屋類似の建物に拘禁し、作業場は別置するとしている。作業としては草履・馬の沓等の藁細工、および牢屋飯米の精白、江戸城御堀の浚渫、蔵前御蔵での荷揚等、官府の作業が考えられており、幕府の貢租たる荏種からの油絞りが挙げられているのも注目される。これらの作業は「自分稼」として被収容者の生活費を自弁させるのが建前なのである。

被收容者は「御仕置相済候」「無罪の無宿」、すなわち刑余者たる無宿を中心にし、片鬢片眉毛を剃落し、あるいは首かせを施し、僧侶を用いて国恩、親の慈悲等を教える。平蔵は「年数限りに至り候てもその志を相改め申さず候ものは、生得の悪党に御座候えば、悪を改め善に移り候儀、御座あるまじく候えば、年老い候迄養育所に入置き申すべきか」といっているから、一応有期としつつ、その間に志を改めれば——恐らくは期間満了のとき——出所させ、改心しなければ、年限が満ちたときにその旨を宣告し、一種の刑罰として終身拘禁するつもりであったようである。いわば相対的不定期の拘禁を構想したのである。懲戒権としては、寄場管理者に紀律違反者に対して十ないし五十敲、とくに逃亡者には死刑の専決権を認めるべきであるとして、幕府司法体系中の一大例外を要請している。

定信と平蔵との間で無宿收容施設につき書面、口頭の応酬が繰返されている寛政元（一七八九）年の冬、中井竹山の『草茅危言』が献上されて来る。竹山は弟中井履軒の『恤刑茅議』に見える永牢論を引用しつつ、徒罪の法を展開した。江戸期において中国法系徒刑を儒学者が参考にする場合は、同時代的な明、清のそれではなく漢代の奴隸の勞役刑である「鬼薪城旦舂」に好んで言及した。竹山も同軌であるが、中井兄弟においては囚人労働を有償として賃銀を与えるものとしており、とくに履軒の永牢は、処刑後釈放すれば罪を犯す虞のある者も收容するとした点、半年、三、五、十年、終身のよりに期限を定め、改心すれば限満ちて赦し、改めなければ終身拘禁するとしている点等、中国法的徒刑とは本質的に異なっている。中井兄弟の言説の定信への影響については、定信に無宿養育施設設立につき、決断に踏切らせ、とくにそれに儒教的正当性を与える効果をもったと考えられる。もっとも作業、処遇等についても、定信を通じて平蔵の寄場構想に多少の影響はありえたと思われる。

第二上申書に接した定信は、平蔵に対して無宿養育所開設の任を与える決意を固めた。翌寛政二（一七九〇）

年正月四日、平蔵は定信より登城を命ぜられ、先日平蔵より上申した養育所の設立を下命するという内意を受け、二月一九日正式の公命を受けた。場所は石川大隅守正勲屋敷裏段沼一万六〇三〇坪余、すなわち隅田川河口に浮ぶ石川島であり、加役方人足寄場と称することになった。平蔵は少なくとも上司、同僚の間で評判はよくなく、その人物は、必ずしも清廉ではないが奇計に長じた活動家と見られていた。従って定信が平蔵を起用するに当たっては、人物論からする反対も当然あったであろう。しかし定信は「さばかりの人にあらざればこの創業はなしがたし」と考え、平蔵に創始者適格ありと判断したのである。それにしても定信にも成算はなく、「まづこころみしなり」、試験的に実施してみようとしたのであった。

加役方人足寄場の加役方とは広義では火付盗賊改をいう。平蔵が当時先手弓頭兼火付盗賊改本役の任にあったからで、火付盗賊改管下の人足寄場の意味である。收容される無宿は加役方人足と呼ばれることになったが、これは無宿の語に伴う悪印象を避けるためである。平蔵の寄場主管たる職を特称して寄場取扱と呼んだという説明があるが、そういう職名はない。火付盗賊改は江戸およびその周辺で火付、盗賊およびこれに準ずる「ゆすり」、「かたり」、「ねだり」、もしくは博奕犯を捕え、かつ裁判する警察官的役職である。先手頭一名が本役に任じ、兼任なので加役という。冬の間だけ他の先手頭一名が本役を助け、狭義ではこれを加役という。いずれにしても本務は先手頭なのであるが、これは將軍の親衛隊たる弓、鉄砲隊の長で、これをいわば首都警察に転用したものである。職制上は若年寄支配に属しつつ、裁判については老中に伺う。捜査・逮捕官たることが本務であるから、裁判権はもととなかったものであろうが、やがて吟味権すなわち審理権が与えられ、仕置権すなわち科刑に就いては専決権は原則としてなく、すべて老中に伺うべきものであった。

寄場主管たる平蔵と老中定信との関係は、一般の幕府職制から離れた全く例外的なもので、たとえば最も重要

な刑罰・懲戒権についても、平蔵には寄場人足の紀律違反者には手鎖、入牢等の御咎は何に及ばず専決できる権限が新たに与えられ、御仕置の場合だけ老中に伺うべきものとなっており、火付盗賊改の権限より広汎である。寄場運営についても法規制はほとんどなく、平蔵はいわば法的真空状態のなかで寄場草創の業を推進することとなるのである。

人足寄場創立の経過は以上のごとくである。すなわち松平定信が享保期の新規溜案、安永期の無宿養育所という幕府無宿対策の経験を踏まえつつ無宿養育施設の設置を發議し、その具体案を平蔵が進んで開陳したが、定信はこれにも意見を述べた。しかしその実施は平蔵の活動に俟つところが多大であったのである。⁽¹⁾

二 寄場起立

人足寄場の開設および運営の趣旨、理念は、平蔵が書き、定信が手を入れた、寄場被收容者への申渡の文に見事に尽されている。それは次のようなものである。

「其方ども儀、無罪の者につき、佐州表へ差遣すべきところ、このたび厚き御仁恵を以て、加役方人足にいたし、寄場へ遣し、銘々仕覚え候手業を申付け候、旧来の志を相改め、実意に立帰り、職業出精致し、元手にもありつき候様致すべく候、身元見届け候はば、年月の多少に構いなく右場所を差免し、百姓素生の者へは相応の地所下され、江戸表出生の者は出生の場所へ店を持たせ、家業致さすべく候、尤も公儀よりも職業道具下され候か、又はその始末により相応の手当これあるべく候、もし又、御仁恵の旨をも弁えず、申付に背き、職業不精に致し候か、或は悪事等これあるにおいては、重き御仕置に申付くべきものなり」

この文章は三段に分れる。第一段は寄場入所の命令である。いわく、その方ども無罪の無宿なので佐渡に送るべきところ、厚い仁恵で加役方の人足に編入し、寄場に入れて、各自腕に覚えた手仕事に従事するよう申付ける。無罪の無宿は検査されて溜に入れられていたのであるが、溜收容に当っては、「追て佐州表へ差遣すべき」予定であるが、それまで溜預にすると申渡されていたものと考えられる。佐渡に送られて水替人足となるべきところを加役方配下の人足として寄場に收容することを厚い仁恵と謳っており、その強調にはもとより政策的意味があるにしても、事実、無宿に対する多大な恩情的措置であった。無宿はいわばそのあり方自体が違法視された者であり、場合により刑罰的処置を科されても止むをえないと当人、一般人に考えられていたからである。第二段は寄場内の作業と出所についての宣言である。いわく、その方ども入所のうちは、改心してもとのように真面目になり、仕事に励み更生の資金を手にするよう努力すべきである。改善の実が認定できれば年月を問わず出所させ、農村出身者には相応の地所を与える。江戸出身の者には家をもたせ、家業が営めるようにしてやる。幕府からも職業道具、あるいは事情によりその者に適当な手当を与えるつもりである、というのである。少なくとも平蔵個人は無宿は極めて改善困難な「悪党」と考えていたようであるが、この申渡しでは改善奨励を高らかに謳い、幕府の意図が無宿の授産・更生にあることを明確に宣言、公約しているのである。第三段は寄場での紀律違反と懲罰であって、仁恵の趣旨も弁えず、命令に背き、仕事に精を出さず、あるいは悪事等を犯せば、重い御仕置を加える、と厳命するのである。「重き御仕置」の語は、幕府法の用語では死刑を含む極めて重い刑罰を指し、無宿、一般人にもその語感に感得できたことであろう。もちろん重い紀律違反の場合をいっているのであって、悉くが「重き御仕置」を科されるのではない。以上、申渡の内容を見ると、人足寄場は無罪の無宿の授産・更生を目的とした絶対的不定期の保安処分であり、従来の幕府の無宿対策、とくに佐州水替人足から見れば仁恵の立場を強く打出したものと見える。

この幕府の宣言、公約を実現する任務は挙げて平蔵に負わされたのである。平蔵が自ら進んで引受け、また定信がこれに対して期待した責任は具体的には三つあった。一は世上に徘徊し、溜に溢れている無宿の可及的速やかな一掃であった。そのためには収容所をなるべく短時日かつ安価に作り上げなければならなかった。二は収容所運営の費用を最小限に止めることで、そのためには被収容者に収入のよい作業を与えなければならなかった。三は収容所の成果を挙げることで、被収容者なるべく早く社会復帰させ、その成功を証ししてみせなければならなかった。平蔵は寄場を主管した僅か二年半の間に、一、二を見事に果し、三についても一応の成果を挙げたことが知りえられるのである。

寛政二（一七九〇）年二月一九日寄場設立の公命が下され、二二日平蔵は町奉行掛の無罪の無宿二二名を溜で受領し、これらの人足を用いて二三日御用地の整地を開始した。人足は柿色水玉の半纏・股引を着て、白い晒手拭をもっていた。人足の衣服は平蔵原案では「波の模様」であったが、柿色水玉になった経緯は明らかにできない。恐らくは定信の案であろうが、中国古典では獄衣は赭衣となっており、柿色はその連想であろう。もともと通常人の服色にはなく、かつ染色最も低廉という事情もある。当時寄場の普請を目撃した者によれば、平人足は花色、すなわち薄藍色に白の水玉、世話役は柿色に白の水玉であったというから、当初は水色系の衣服もあったであろう。のちには柿色水玉に統一され、赤褐色は以後近代まで獄衣の色となる。因みに水玉、波の模様や花色は、河中の島からの連想であろうが、牢屋の囚人に与える衣類が浅黄色であり、水色系の獄衣が用いられていることは、河中の島からの連想であろうが、牢屋の囚人に与える衣類が浅黄色であり、水色系の獄衣が用いられていることにも関係があるのかも知れない。青衣も赭衣とともに近代まで用いられる獄衣の一である。二月下旬、五間に十間の竹矢来で囲まれた仮小屋が出来、二八日ここに人足二〇人を収容している。この「仮小屋出来」を平蔵は「寄場出来」としており、寄場は実質的にはこの日に開所されたのである。前述のように平蔵は上申書

で「人足を夜は獄屋のごとき「長屋」に寝かせ、細工をさせる「小屋場」は別に作ることを述べている。実際には居房として長屋は定員四〇人のものが三棟、工房として的小屋場は胡粉（石灰）、炭団製造の二、あるいは春米を加えた三つが作られた。長屋にも藁細工、紙漉等のための「細工所」が含まれているから、居房・工場の分離は徹底したものではない。病人小屋一棟も作られ、病人を非人溜に送ることは止めた。「別長屋」を分界して、ここに女性のみならず「夫婦者」を入れている。これらとともに、門、役所、見張番所を設け、対岸の江戸市街と連絡するため対岸の本湊町には舟着場が特設され、寄場には井戸も掘り、熱病を煩う者が多いため人足が希望したというので、稲荷の小祠まで建てられている。全体の三六〇坪余を竹矢来よりも簡易な竹端垣で囲み、人夫にはなるべく無宿を用いて町人夫の三分一の賃銀を与え、土は諸方の川浚土を用い、建築用材としては罪によって没収された元代官大草太郎左衛門邸等の資材を利用したりしている。寄場専用の舟三艘も作られたが、これも粗末な杉材であった。平蔵は恐らくは在任中「一ヶ月五七度づつ」加役方役宅より寄場に赴いたが、そのときは役船たる屋根船を用いたのである。早くも四月中旬寄場は一応竣工して平蔵は定信に検分を請うているが、上記のように創設時の人足寄場は、河上の島とはいえ対岸に近く、堅固な牆壁もなく、簡素極まる木造の居房、工房の若干が立並ぶ、まことにささやかなものであった。

寄場に収容すべき者として、平蔵は追放刑の宣告を受けた者をも入れることを考えてはいたが、裁可されず、実際には全く悪事のない無宿のほか、入墨等の刑を受けた前科のある者も入れている。妻子をもった浮浪家族も収容したが、平蔵期の寄場が警察的、社会政策的であったことを示している。女性、盲人、幼年者も入れたが、非人は除外している。四月中旬には「いまだ無罪の無宿、浅草溜に相残り候分、百廿七人」という状態であったが、五月朔日重病の者三名を残して他は全部移転を了した、と平蔵は報告している。溜からの移転とともに加役

方および三奉行等他管からの無宿が寄場に送致されてくるのであるが、平蔵の報告によれば、四月朔日に被收容者は二〇七人、四月二日には二六七人、五月初旬には三九〇人に上っている。五月初旬には早くも出所した者が一四人もあり、一方既に溜で病状が悪化していたものか、病死もこれに劣らず多いことが知られる。

平蔵の考えでは、寄場人足の作業は各人の「家業」であり、寄場で働いて賃銀を得るのは「渡世」であった。食事、衣類、鼻紙、髪結、湯銭まで、生活費は「自分稼」でなければならず、もちろん妻子も自分で養うのである。人足寄場は矯正施設というより、無宿の保護・授産の場所として構想されているのであり、「自分稼」の原則は、また幕府財政の負担を少しでも軽くするための要請でもあった。そのため平蔵は経済的に有利な作業を求めて奔走しなければならなかった。

平蔵が採用した、あるいは採用しようとした作業には、「人夫」、「手業」、「農業」の三種がある。これらは寄場構内のみならず、構外での使役を含み、官用だけではなく、私用にも雇傭させることがあった。官用の作業では、とくに従来の民間請負業者の利権を著しく侵さないよう配慮された。作業は原始的な自給自足的用品から、次第に多少とも熟練を要する市場向商品の生産、加工に赴いた。民間との接触は一切を業者たる世話人に請負わせる方式を平蔵はとるしかなかった。

寄場人足の「人夫」的労務作業としては、寄場の建設自体に使役するほか、牢屋敷用の精米、神田川、曲輪外堀の川浚が官用の仕事であった。私的雇傭としては、大工・左官職の者を佃島に差遣したり、武家、町方の普請修繕に出したりした。賃銀は引請世話人の中に立たせ、世話人と注文主相対で定めた。平蔵は自らの居邸の下水板修繕にも人足を使って相応の賃銀を与えようとしているが、私用の注文を見つけるのに苦慮したことがうかがわれる。次に「手業」としては、技能をもたぬ人足のために最初から予定されていた藁細工が早速科された。と

ころが材料たる藁の費用が高い割に製品が安く、人足の生活費を充当できなかった。平蔵は幕府春屋の廃品たる縄、明俵の下付、あるいは代官を通じての藁の調達等をはかり、材料費を下げるとともに、製品たる筵、縄、草履、厩沓を諸役所で買上げるよう画策するが、結果は思わしくなかった。ついに藁細工に関しては、その労働力の一部を石灰（牡蠣殻灰）製造に廻し、その作業場を町人の世話役に請負わせた。また人足中に木挽二人がいたが、幕府木蔵の材木のうち焼木が払下げになることを聞き、これらに引割らせ、材木は小細工に用いるとともに、炭に焼き、さらに炭団を作らせることを計画した。これらにはその職をもった者を当て、その製造を民間の炭屋に請負わせた。炭、材木の運搬にも人足を用い、その賃銀を請負業者に払わせようとした。平蔵はさらに、材料たる木材、種炭の置場を寄場内に設け、その地代を請負人から徴収するのである。よく知られているのは古紙の再生作業である。時あたかも行われつつあった竹橋御蔵の勘定所関係記録の調査で老大な反古、虫喰の記録類が出たが、これを寄場に送って人足に漉返させることが提案された。不用書類の報告をしたのは勘定奉行柳生主膳正久通であり、これを定信が人足寄場に払下げることが命じたのである。定信の親友、老中格本多弾正大弼忠籌も反古を集めて寄場で漉かせた。いわゆる「島紙」で、この作業は江戸の町でも評判となったものであるが、平蔵の苦闘に対して協力するひとびともあったのである。以上の石灰、炭団、紙の製造がのちまで寄場の重要な作業となる。木材、種炭置場は次第に拡張され、これも寄場の不可欠な財源となった。平蔵が作業の発見にいかん苦心したかは、本所、深川の武家・町屋敷の川岸に生い茂る葭に着目し、これを寄場人足に刈取らせて葭簀に編ませ、その根や穂先は薪にすることまで考えているのである。最後に農業に関しては、平蔵は全く自信がないといっており、ほとんど興味を示さなかった。平蔵は関東郡代支配所たる隅田川土手通桃園の請負人に対し百姓に代えて寄場人足を提供する案、越中島を築立てて農地を作る案、深川松代町火除地および亀戸鑄銭座の跡を人足

を用いて開墾することを民間人に請負わせる案等を考えてはいる。しかしいずれも実現を見ていないのである。農作業は結局上郷村人足寄場という形で実現するが、これには平蔵は全く関与していないと考えられる。

平蔵は前述のように寄場主管者として相当に広範囲の懲戒権を与えられていた。平蔵時代から逃亡の実例があり、寛政二（一七九〇）年三月から一月末までに六名もあったが、ほとんどは逮捕されて死罪になっている。

平蔵は懲罰による威嚇の効果を高めるため二つの方法を案出した。一は重い懲戒と寄場積放の各申渡を同日に行つて賞罰の対比、厳正を人足に印象づけようとし、二は死罪は牢屋で斬首するのであるが、寄場内、人足の面前で宣告し、切縄を掛けたるえ牢屋に送つたことである。

出所については、平蔵は一方では寄場人足の出身地への還住、大名領への移植という幕府の伝統的無宿対策も採用した。しかし、こうした帰農策のほかに平蔵は寄場開設の趣旨である無宿への授産とその更生自立の事例をなるべく早く示すことによつて、その成果を対外的に印象づけようと考えたようである。寛政二年三月平蔵は神田無宿平助・鉄五郎親子を出所のうえ店をもたせることにし、元大工であったところから、大工道具鍋釜道具一式で金二兩一分相当のものの支給を予定している。店をもたせるというのは、具体的には寄場が斡旋して店請人を見つけ借家させることと解してよいと思う。しかし平助が死亡したので、平蔵は遺児鉄五郎を養子縁組させようとしている。もつとも、このような形ではなく、手業に出精し、心底も直つたとして単に親兄弟、諸親類に引渡した例もあり、それがむしろ通常の方式になるのである。平蔵は按摩であった無宿盲人二名を出所のうえその営業者のいない佃島の町に引渡し、そこで定住できるように取計っているが、作業の場合と同様、出所に際しても、平蔵の個人的斡旋、努力によつて打開されていった面が強いのである。⁽³⁾

三 永続主法

寛政四（一七九二）年六月四日平蔵は寄場を引請け取扱つていた任を解かれ、最初より骨折り勤めた功により金五枚を下賜された。同日徒目付村田鉄太郎昌敷が寄場奉行に任命されている。定信は草創者の任は終つたと見て、平蔵を退かせたのである。

これよりさき寄場の普請が一応竣工を見た寛政二（一七九〇）年五月徒目付二名が寄場に出役を命ぜられていゝる。老中定信の信任のもとで、平蔵はいわば法規制のほとんどない状態のなかで人足寄場を発足させた。しかし幕府の公務執行監察機関であり、秘密警察でもある目付の部局の牽制、監視からは、もとより逃れることはできなかった。上記徒目付の派遣はこれを示すものであるが、この場合監察の対象は、主として平蔵配下の吏員、および出入の町人であったようである。平蔵による寄場の運営が軌道に乗ってくる寛政三（一七九一）年八月には、徒目付二人、小人目付四人が、とくに寄場監察のために選ばれ、徒目付一人、小人目付二人宛が隔日交替に寄場に出勤することとなった。その目的は「加役方人足寄場永続之主法取建」のため、秘かに寄場の実情を探查し、対策を老中に建言することにあつた。定信がその自叙伝で平蔵の人物を評したあと、述べて、「いまは御目付より立合を仰付られ、永続の主法評義せしむ」といっているのとこれは合致し、定信が幕府法の立場よりする正常化、制度化を計ろうとしたものにほかならない。定信はいまや平蔵の個人的かつ臨機の施策を漸次「永続の主法」に固定しようとしたのである。「誰に仰付けられ候ても、安らかに取扱出来仕り候主法」が求められたのである。このような明確な目的をもつた強力な秘密警察的監視が付された寛政三年後半には、事実上、寄場における平蔵の時代は終つたといえるであらう。

その定信自身が寛政五（一七九三）年七月に政界から追われると、寄場は転機を迎えた。江戸において警察、

裁判、および刑罰の執行を掌る主たる役所はいうまでもなく町奉行である。無宿に対しては加役方の独走を傍観するほかなかつた町奉行所は、当然失地回復を計って巻き返しに出た。寛政七(一七九五)年五月二一日―それ
は平蔵の死後二日目に当る―老中戸田采女正氏教は、「寄場見廻り并に御仕置もの等の儀」を町奉行管轄に移す
ことを令し、人足寄場を事実上町奉行に隷属するものとした。寄場奉行は若年寄支配であるから、身分および職
務については原則的に若年寄の指揮監督を受ける。ただ寄場の監視、紀律維持・懲戒は町奉行が行うのである。
具体的にいえば、町与力南北二人宛が隔日交替に寄場に出役して見廻り役となり、また同心中より寄場掛を命じ、
南北より隔日に一人宛勤務する。この見廻りの与力は番方与力と称え、与力中末席、若年か新参の者を当てたの
であり、形式的意味が強い。問題は懲戒なのであって、寄場の「御仕置」に関する吟味権を町奉行に移し、かつ
その準拠法たる刑罰法規も幕府法体系上他と整合するよう改正されたことである。寄場の紀律維持が町奉行の手
でいけば通常の司法的手続、刑罰執行手続に則り、一般の幕府法で処理されることとなった。寄場は町奉行刑政
の一端として、その下部に編入されたのである。以上によって極めて変則的な平蔵時代の運営は終焉し、「永統
主法」が確立したといえる。加役方に本質的な警察的・保安処分的授産所より、町奉行所に特徴的な司法的・監
獄的行刑施設への変質は、機構的に用意されたのである。

四 常陸上郷村人足寄場

定信は無宿の荒蕪地移植にも多大の関心をもっていた。離村農民の再定着は吉宗以後幕府為政者に本質的な
し伝統的政策といえるが、定信の場合、自身が奥州白河一〇万石の大名であり、その領分は後進的かつ過疎であ
るとい事情も、この関心をさらに強めたと思われる。これに対して平蔵は農業に関しては全く自信がもてな

かつたし、加役方は農村に直接関係のある役筋ではもとよりなかった。加役方の平蔵が石川島で活躍を始めたとき
評定所、とくにその実務を掌握している勘定奉行所は、農村支配の役所として、定信の荒蕪地開拓案を引受け
立ち、その存在を主張しなければならぬ局面になっていた。

寛政二年二月は平蔵に寄場設立の命が下った時であるが、この月、評定所一座は、常陸国筑波郡上郷村に人足
寄場を開設し、新築の石川島寄場より若干の者を送り、代官は石川島に準じてこれを監督、懲戒し、荒蕪地開墾
に使役すべきことを定信に上申、裁可されたといわれる。これが事実とすれば、定信が平蔵に石川島から上郷村
への人足移送を命ずる運びとなった筈であるが、寛政二年六月までは石川島にはその動きはないようである。少
なくともこの年三月までは移送の事実はなかったといえる。⁽⁵⁾

上郷村では代官陣屋内に収容施設を作り、小屋場と呼んだが、これが石川島の支署的存在として制度化される
のは寛政四(一七九二)年である。寛政二(一七九〇)年六月以降に石川島から人足が恐らくは数次送られたに
しても、当初はあくまでも石川島人足の作業の一形態、あるいは出所・定着の一方式として、代官に人足若干名を
委ねるといもの以上ではなかったと想像される。寛政四(一七九二)年三月、関東の御料を広く世襲支配して
いた伊奈家の当主忠尊が罪を得て関東郡代の地位を奪われ、勘定奉行久世飛騨守広氏が関東郡代を兼任すること
となった。伊奈家問題は天明八(一七八八)年から起り、その処置が決定しなかったことも、定信、勘定奉行所
が上郷村小屋場を暫定的なものにして置いた重要な一因であったかも知れない。伊奈家が排除されて勘定奉行所
が関東一円の御料を掌握するようになった寛政四年の十一月、久世広氏は上郷村を親しく視察し、その地の代官
篠山十兵衛が管理する小屋場について報告を定信に提出した。それによると上郷村陣屋には人足三三名がおり、
秩序はよく保たれ、荒地起返は既に一六町三反六畝にも及んでおり、人足中七名は百姓として定着する期待がも

たれる、としている。定信、勘定奉行はこのとき始めて上郷村の実態をつかんだと考えられるが、好成绩を見てこれを恒久化しようとしたと考えられる。この年二月とりあえず人足一四名が送られ、翌年の春から順次人足の受入れを進めることになっているのは、これを物語る。ところが、この段階で定信が政治的生命を失ってしまったのである。

挫折したかも知れない上郷村の人足寄場を育て上げたのは、やはり現地の代官であった。篠山十兵衛の実験的成功のあと、後任者下野真圃の代官竹垣三右衛門直温が寛政五（一七九三）年より在任二〇年間、この寄場の運営に心力を尽すのであり、彼の死とともにこの寄場は消滅に向うのである。寛政七年には一〇名、八年一〇名、九年二度に各一〇名、一〇年五名、一一年一五名が石川島から引渡されたことが知られ、被收容者は一〇〇名を超えようになり、施設はやや大規模なものとなった。現在、上郷村寄場の実情として伝えられている記録、口碑等はこの規模となってからあとのものがほとんどである。文化二（一八〇五）年以後は追放刑の宣告を受けた者も佐渡に送られるようになるが（前述九七頁）、水替人足に適さない者は上郷村に送られた。主として無宿博徒の親分格の中年者がこれに該当したと見てよい。文化二一（一八一四）年竹垣直温は死去し、子庄蔵が後任となる。文化一三（一八一六）年八月、上郷村人足逃亡の処置につき評定所一座は論じて、上郷村には起返すべき荒地が残り少なくなり、人足は次第に改心し耕作に出精しているので、もはや石川島より人足を送る必要なし、とした。恐らくはこの時以来石川島からの移送はなくなったと解される。評定所ないし勘定奉行所は、この種の農業植民的收容施設を拡張する意図はもたなかった。文化二年からは上郷村にも犯罪者が送られて来るようになっていた。代官竹垣庄蔵としても、戒護が一層困難になってゆく開放的施設をこのち長く維持してゆくより、父の成功した施策をそのまま打ち切りにしたかったのではあるまいか。上郷村寄場は廃止、閉鎖されることはな

かった。收容を止めることによって自然消滅した。文政三（一八一〇）年八月には、完全にこの施設はなくなっていたことが知られる。

上郷村人足寄場は熱意ある代官およびその配下のパタナリストイックな配慮が、比較的小人数の農民出身無宿を包擁、庇護して、徹底した個別処遇により、授産・更生を計った小天地であったといえよう。それは保護・矯正施設の模範例ともいえるが、被收容者の質と量、施設の地理的条件、管理者の資質が、いずれも成功の条件になっている。江戸時代においてさえ、これを制度として拡充してゆくことには、誰もが躊躇せざるをえなかったのである。⁽⁶⁾

- (1) 定信、平蔵の人足寄場の構想と実施に関する寄与の程度は、平松義郎「人足寄場の成立」(『名古屋大学法政論集』三三三号)参照。
- (2) 平蔵による寄場の建設については、平松義郎「人足寄場の成立」(『名古屋大学法政論集』三五号)、平蔵の寄場運営の詳細は、同「人足寄場起立考」(滋賀秀三・平松義郎編『石井良助先生選歴祝賀法制史論集』昭和四九年、創文社)参照。
- (3) 同右。
- (4) 原胤昭『出獄人保護』四一七―四二二頁(大正二年、天福堂)。
- (5) 前掲『寄場起立』。
- (6) 原前掲『出獄人保護』五〇―一五一〇頁、村上直編『竹垣・岸本代官民政資料』(昭和四六年、近藤出版社)、重松一義「上州上郷村寄場刑罪遺聞」(『創文』一三三号)。

五 人足寄場の変質

一 文政期の改正

前述のように、文化二（一八〇五）年閏八月に追放刑の宣告を受けた者も佐渡に送り、水替人足として適当で

ない者は常陸上郷村寄場に収容することとなった(前述九七頁)。文化二年のこの処置は、その頃から関八州の無宿検査が制度的に強化されたためである。すなわち同年六月に置かれた関東取締出役、いわゆる八州廻の逮捕した無宿への処置として、老中牧野忠精がこの種の無宿も佐渡に送ることを許したのであった。追放刑被宣告者でも佐渡に遣すのが適当でない者は上郷村寄場に送られていたが、文化末年にはこの寄場は一応の成功を収めて消滅に向っており、これに代るべきものとして文政三(一八二〇)年八月石川島寄場への収容が、公事方勘定奉行石川主水正忠房、松浦伊勢守忠連名で提案されたのである。

石川島寄場への収監がこの段階になって始めて問題となったのは、江戸払以上の追放刑の御構場所との関係による。追放刑六種のうち、所払は無宿には適用がないし、またその内容も居村・居町を払うだけで、江戸では他町に移転すればよく、無宿化を結果しない。ところが江戸払では江戸大木戸内を構い、江戸十里四方追放、軽追放、中追放、重追放では、庶民の場合、江戸十里四方内が御構場所となり、いずれも無宿となる。無宿対策としては、それゆえ江戸払以上が問題であり、かつ受刑者は御構場所外にすることが、制度上の要件なのであった。佐渡や常陸上郷村に追放刑被宣告者を置くことは、庶民の場合、御構場所外であるから、刑罰体系との抵触は起らない。ところが江戸石川島では御構場所内であるため、そこには追放刑被宣告者は法理上置けない筈であった。この難問を切抜ける論理は、既に長谷川平蔵が述べている。寛政二(一七九〇)年二月二十八日平蔵は定信に上申して、江戸払以上の受刑者も寄場に収容すべきであるとし、寄場内でのみ作業をさせ、改心した者は御構場所外の荒地に送ってはどうか、といっている。この案は取上げられなかったが、いま文政三年、八州廻を統轄する公事方勘定奉行兩名、恐らく先任者でもあり、関八州の無宿・治安対策に力を注いでいた石川忠房のイニシアティブにおいて、評定所一座の同意を得て、老中阿部備中守正精に伺を出し、江戸払以上の者も寄場に入れ、寄場

外の稼をさせず、作業は寄場内だけに止めるようにしたい、と申し出たのである。以上では平蔵の上申と同じであるが、さすがに勘定奉行・評定所は、制度的に充分配慮して巧妙な法理を展開している。すなわち、寄場構内でのみ作業をさせるのなら、御構場所を徘徊するわけではなく、牢屋や溜に拘禁しているのと同じであるとし、一般の場合はいつでも寄場を出所させるが、この場合は、五年経過後、御構場所外の引請人があれば引渡すようにしたい、と述べている。追放刑はあくまでも貫徹されており、寄場収容は刑の執行を延期することを意味する。しかも江戸に留まることを、五年以上の拘禁、作業強制という刑罰的要素で均衡をとうろくとしているのである。老中阿部はこれを裁可し、文政三年以後石川島には江戸払以上追放刑の受刑者も入所することとなった。文政三年のこの改正をもって、保安処分として発足した人足寄場が追放刑に代替する自由刑執行の場へと変質したと説くのが通説である。しかしそれは正しくない。改正の趣旨は追放刑の代替ではなく、その執行延期であり、実例に徴しても、出所に当っては御構場所外の引請人に引渡されており、御構場所立入の禁を守って御構場所外に定住すべきものであった。もっとも追放刑被宣告者が一律五年、あるいは五年以上収容されていたかどうかは明証を欠く。いづれにしても、文政二年の改正以後も人足寄場は法律上は依然として保安処分である。ただし事実上自由刑的な性格を帯び、実際上変質したと考えなければならぬ。

二 天保期の改正

天保九(一八三八)年に人足寄場は江戸払以上の追放刑被宣告者を収監するのを停止した。天保初年は累年飢饉が続ぎ、江戸市中はまたしても浮浪者に満ち、犯罪も激増した。寄場の被収容者も従って一挙に膨脹した。寛政から文化・文政期にかけては一四〇―一五〇人程度であったが、天保期からは六〇〇人余を最高として、四〇

〇一五〇〇人程度となる。この被收容者の量的変化は、また質の変化も齎した。文政三年以来追放刑の被宣告者が入るようになって、有罪受刑者が次第に増加することとなったのである。天保九年の改正は、直接には收容人員の激増に伴う寄場経費の膨脹を目付大沢主馬が指摘、人員の削減を上申したためである。天保一二（一八四一）年、老中水野越前守忠邦の改革が始まる。急激、苛察をもって鳴る約二年半の天保改革は寄場にも大きな変化を与えた。寄場被收容者の量の増大、質の変化はただちに作業業種の不足を結果していた。作業を与えられないため、舎房に徒食する人足が多くなり、病者、死者は増加し、生業を覚えぬ出所してゆく者も少なからず、これらはまた悪事に陥り、二度、三度と寄場に戻ってくるという有様になっていた。天保一二（一八四一）年に寄場奉行尾島三十郎が油絞を作業として採用することを許されたのは、このような状況下である。既に寛政の頃、定信と平蔵の間で、荏種を絞ることが考えられており、また幕府が菜種を買揚げ、人足の労働でこれを搾り、主として官用の灯油に買取るという構想もあったが、具体化しなかった。恐らくは油絞は相当の重労働であり、無罪の無宿に科すのは適当でないとされたのが一因かも知れない。寄場に有罪の無宿が多数入り、少なくとも五年は刑罰的苦痛を蒙るべきであるとされたいま、これが採用されたのである。激労働であるだけ工賃は高く、寄場経済のうえからも極めて有利な作業業種であることはもちろんであった。それゆえに、この年の九月寄場奉行は油絞の体制が整ったので、江戸払以上追放刑の受刑者の入所を停止する必要はなくなったとして、再び追放刑被宣告者をも積極的に受入れることになった。油絞は寄場の作業として不可欠の「永続の手業」となったのである。

天保一二年の寄場の改革は、財政的顧慮のみならず、水野忠邦の「人返し」政策との関連からも天保改革と結ばれる。水野は、定信がひとり江戸からの無宿の一掃、帰農を考えたのと違い、農村から江戸に流出する人口をせきとめるとともに、ひろく奉公人、職人等の人口をも郷里に還流させようとした。この政策では、無罪の無宿は江戸に留めず帰郷させるという方向をとるのであり、寄場はむしろ悪質な犯罪者の浮浪者に対する刑罰的施策としての性格を濃くすることとなった。油絞は「教諭・改心」の手業であり、出所後はとくに在方で生業とするのにふさわしいと役人たちはいっている。しかし同時に「見懲し」であり、懲戒の意味をもつ苦役とも考えられたのである。文政三年の寄場の実質的変質はここに顕然となり、完成する。寄場は実質上懲役刑的施設に極めて近いものとなったのである。

それにしても寄場が完全に油絞のマニファクチュア化したといつては誤にならう。弘化元（一八四四）年の報告では、寄場被收容者は六〇〇人前後、追放刑被宣告者は二四〇人余であり、油絞に従事する者二〇〇人程、その他の手業二〇〇人程で、全く手明きの者が二〇〇人もいた。被收容者の約三分一が油絞に使われているのである。油絞の生産には、材料、設備、販路において拡張の限度があったのであり、寄場では三〇〇人程度の收容人員が適当といっている。このような状態から、翌弘化二（一八四五）年には再び追放刑被宣告者の入所をなるべく制限することとなって幕府瓦解に及ぶのである。²⁾

水野忠邦の改革下、人足寄場は実質的に最も懲役刑的施設に近いものになる。しかしそれはついに保安処分に止まり、自由刑執行の場へと発展することはなかった。人足寄場への收容はあくまでも行政処分であり、吟味筋の手續に則り、公事方御定書ないし判例に拠って決定・宣告される刑罰ではない。奉行の裁量で刑罰に付加して、あるいは単独に申渡されるに過ぎない。それは公事方御定書以来確立する幕府の刑罰体系には属しないものである。当然のことながら刑罰には代替できなかったのである。しかも人足寄場は無罪の無宿に対する仁恵の措置であるという「寛政度の御趣意」、創立の理念がことあるごとに回想され、強調された。無宿への授産・更生という原点に立帰るといふことでこれはよかった。しかしそれが自由刑への発展を阻止する守旧の拠点ともなるので

ある。水野忠邦の下で天保一四（一八四三）年九月目付神原忠義は、寄場人足の逃亡に備え、男子は片眉毛剃落し、女子は切禿にして目印にしようと提案する。寄場の実質的懲役刑化に伴う紀律の強化策である。翌閏九月水野の罷免を見ると、十二月三奉行は寄場創設以来の仁恵の趣意、先例を主張、「異昧の嚴法」を排すべし、とし神原案を潰してしまったのは示唆的である。

水野忠邦の実施した無宿、浮浪者対策としては、また天保一四（一八四三）年三月より開場した非人寄場がある。⁽³⁾ 水野は前述のようにその基本政策である「人返し」との関連から、石川島人足寄場を有罪の無宿に対する懲罰的なものとし、無罪の無宿はむしろ「旧里帰農」によって処置すべきであったとした。従って石川島寄場に単純に浮浪者を収容し、これに授産・更生させるといふ拡張案には賛成せず、ただ江戸に溢れる無宿、浮浪者のうち、無罪、有罪の非人等はこれを一定場所に収監する必要があると認めた。非人寄場はこうして設けられた。「物貫渡世」の身分である非人に授産するという矛盾、自治団体を幕府の手で管理するという矛盾は、もはや刑政の対象が身分の如何を問わず、無宿浮浪者群とその収容施設という形で構想されねばならない段階に来ていることを示している。水野の非人寄場は、身分制の枠内での浮浪者対策の極限であった。非人も公的施設に収容して授産・更生させる必要を認めつつ、依然として平人とは峻別するのである。この矛盾に満ちた施設は、野非人への応急対策としての効果だけを果して消滅するほかはなかった。しかし非人も公の施設に拘禁して授産・更生を計るべきであるという観念とその実験は、監獄的施設の成長のうえでは無駄ではなかったと考えられる。

(1) 平松前掲「刑罰の歴史（日本）」四七一―四八頁。

(2) 同右、丸山忠綱「加役方人足寄場について」九頁（『法政史学』七号）。

(3) 丸山前掲「加役方人足寄場について」四六―六八頁（『法政史学』一〇号）。

六 人足寄場の普及

一 幕府領

天保一三（一八四二）年一月老中水野忠邦は無宿および野非人の処置につき全国に令した。この令の要旨は次の通りである。江戸徘徊の無宿、野非人は召捕って旧里へ帰郷を申付け、御料、私領、寺社領とも役人を呼出して引渡す。各地では改心、帰農させるよう努力せよ。各地で手に余る者、放置できぬ悪党、あるいは度度出奔する者等は寄場に入れる。幕府は京、大坂その他遠国奉行の所在地はもちろん、代官陣屋にも新規に寄場を設け、手業、荒地起返その他を科すことにした。それゆえ大名領では一領ごとに牢屋のごとき囲をしつらえるべきである。一万石未満の旗本、御家人の領知では最寄りの幕府領の寄場に引渡し、寺社領では大名の囲か幕府の寄場に入れるべきである。既に私領で追放刑に処した者も場合によって引渡すから、大名領では囲に入れよ。囲に入れた者には教諭を加え、改心したら出所させることはもちろん、独立の生計が立つよう厚く世話をすべきである。女は別囲にするよう取計うべし。囲を逃亡したり、囲内で盗等の悪事を犯せば、場合により死刑等の仕置を科すことも予め申渡して置くべきである。非人等は各地の頭に引渡し、放置できないものは特別の囲を造り、手業等をさせよ。一万石未満の領知では幕府の寄場に移せ。以上無宿の引渡は、相応の百姓に更生させようとの趣意ゆえ、村役人共も平常厚く教諭し、帰農が行届くよう努めるべきである。

この懇切で干渉的な法令は、幕府の石川島寄場、非人寄場に当る施設を御料各地に造ることを宣言すると同時に、少なくとも大名にも一般人、非人各別の、寄場に当る囲という名の施設を設けることを命じたものである。

水野の「人返し」はこうして寄場の全国的普及を目ざし、全国的規模において無宿浮浪者群の帰農定住、悪質無宿の農業・手工業による授産、再編成を果そうとしたのである。

水野の令は御料ではもちろん遵守された。遠国奉行所、代官陣屋ではとりあえず既存の溜や牢を寄場に一部分転用し、やがて正規の寄場を造築する動きが見られる。しかし水野の没落により、寄場といえる施設に発展したものはほとんどない。大坂町奉行所は天保十四（一八四三）年閏九月江戸町奉行に照会して、無宿野非人收容のため、寄場の建築が出来上るまで高原溜の一部をこれに当て、男女を分けて收容し、各自相應の労役に服させている、としている⁽¹⁾。これが幕末まで使用されたのである。京都町奉行所は天保十五（一八四四）年五月仮寄場があったことが知られるが、以後は不明である⁽²⁾。恐らく寄場は育たなかったのであろう。佐渡奉行所では天保一四（一八四三）年老中水野忠邦、勘定奉行に上申して、良民の害となるべき悪党は逮捕して小屋場に入れ、追込水替と称して敷内で水替に使用し、常々教諭を加え、改心帰農につとめる。これらが多数になったら別段寄場の構築方につき伺う、として巧みに対応を示した⁽³⁾。長崎奉行所では天保一二（一八四一）年に長崎代官と議して無宿收容施設を計画中であつたが、その段階で水野の令が出た。代官が寄場を作る計画は実現しなかつた。奉行所ではとりあえず浦上村の溜を利用し、その細工場で手業を行わせている。のち市中の大黒町に寄場が設けられ、万延元（一八六〇）年からここへの入所が判例集にあらわれてくる。恐らくは水野の令により溜の転用から寄場へと発展したのは長崎が唯一の例ではなかつたかと思われる。文久元（一八六一）年箱館に置かれた人足寄場は、伊豆七島に流すべき遠島者、石川島寄場の人足を送って蝦夷地開発の人足に使用しようとしたものである。遠島刑から辺境開拓刑への転換の試みとして注目すべきであるが、石川島寄場の普及というより独自の目的をもった施設であつた。もちろん水野の令によるものではない。幕府領の各地は当然中央政局の動きに敏感であつた。各

地の寄場は水野の令とともに慌しく設けられ、水野の失脚により消えていく。ひとり長崎のみは水野以前から無宿收容所の構想を独自の立場で育てていた。水野の令に触発されてそれは発展し、充実したのである。

二 諸藩

天保六（一八三五）年二月水戸藩主徳川斉昭は徒刑の採用を家臣に諮問して、どのような方式であろうと、「博奕相止み、追放人減じ候て、禁獄の費少き様の工夫」さえできれば満足であると述べている⁽⁴⁾。賭博犯の根絶、被追放者の減少、および牢獄費用の縮減が徒刑の目的であつたのである。賭博犯、追放刑の問題は、結局は生産人口たる領民の維持ということに帰する。賭博は不良化、犯罪者化のはじまりである。しかし領民に追放刑を科せば生産人口を失う。それを避けるため牢獄に拘禁すれば藩財政を圧迫する。この三つを徒刑で一挙に解決しようというのである。全国悉くの藩はほとんど同様な状況に置かれていたといえる。しかし対処の方法はもちろん藩により異なっていた。

無宿、不良者に対し授産・更生を計る拘禁施設は諸藩でも設けられたが、これには二種のものがある。第一は明律系の徒刑を採用した藩であり、第二は幕府の人足寄場を模倣した藩である。

明律系の徒刑としては、熊本藩、会津藩、新発田藩、弘前藩のものがある。熊本藩のものが最も名高いが、ここでは新発田、弘前二藩のものについて触れておく。新発田藩溝口家⁽⁵⁾では安永九（一七八〇）年に新律を制定した。幕府の公事方御定書下巻の実質を明律的構成という形式に盛込んだ特徴ある刑法典といえる。刑罰も実は幕府法的で追放刑があり、一組払・三組払・領分払・永代領分払の四段になっている。寛政二二（一八〇〇）年の藩は徒罪規定書を制定して徒罪を採用し、これが新律の特別法となつた。幕府の石川島寄場の刺戟があると思

られるが、明律的形式の刑法典を有していたので徒刑になったのであろう。原則として領分者に対し、領分払の刑に換えたもので、一年杖六十・一年半杖七十・二年杖八十・三年杖九十・五年杖百の五等に分け、情状によりいづれかによる。武士は下士のみに科し、かつ外役には使われない。新発田藩では徒刑規定書制定とともに新牢を設けているが、これには一〇疊敷と六〇疊敷の二間があり、一〇疊敷に八・九人の徒刑受刑者を収容することとし、女性や多数入監者がある場合に六〇疊敷を使うのである。作業は牢内で薬細工をさせ、また道普請等の官役に使うが、賃銭の定めは徒刑規定書には見られない。食事は自弁であるが、困難な者は官給した。この新牢に關しては、入浴、髪結、暑中の涼等、幕府の小伝町牢屋の制度を強く模倣している。新発田藩の徒刑は伝統的な牢を改良して自由刑執行場に転用した点に特徴をもった、小規模なものといえよう。弘前藩津軽家では安永四（一七七五）年に御刑罰御定という簡単な法典を作り、寛政九（一七九七）年明律に倣った刑法典である寛政律を制定した。これを文化七（一八一〇）年幕府法によって大きく改訂増補している。寛政律では鞭刑追放五等が明律徒刑に、徒刑三等が同じく流刑に相当するという構成である。鞭刑追放は鞭十八所払・同廿一三里・同廿四五里・同廿七七里・同三十里大場御構で、最重のものでも領分の全部は追放しない。徒刑は徒半年鞭三十・一年鞭三十・一年半鞭三十になっており、銅鉛山へ差遣し、年限の通り苦使するという刑であった。尾太銅山、および湯沢鉛山に送って使役したが、文化八（一八一二）年一〇月廃止され、徒刑半年は牢居百日、一年は二百日、一年半は三百日、死刑に代る徒刑二年は五百日とし、期限満了のうへ鞭刑を科して追放した。弘前藩の銅鉛山苦使は幕府の佐州水替人足の影響を受けたと考えられるが、挫折してしまったのである。明律系徒刑の特徴は刑罰であつて保安処分ではないこと、明律の流刑および徒刑に相当するものとして構成され、かつ藩法上死刑を制限する機能をもつものとして重い刑罰であること、それゆゑ相當に苛酷であり、笞杖刑、入墨刑、身体切断刑の併科に

もそれはあらわれていること、刑期は半年もしくは一年に始まり、三年を限度とすることを挙げられよう。刑事政策的には領民への仁慈、授産・更生を意図しており、単に懲惡的刑罰なのではない。従つて徒刑といつても、作業を有償にしたり、不定期刑的措置と結合されたりしているのである。次に述べる寄場的施設とこの点は異なるところはなく、徒刑を後進的と見るのは当らない。

幕府の人足寄場に類する施設を採用した藩は数において徒刑を有したものより多い。もっとも名称は徒刑、徒刑といふこともある。その特徴は、保安処分であると同時に比較的軽い刑に代替する自由刑執行の場所たることにある。従つて処遇はおのずから寛大であり、刑期は不定期か、あつても短く、ときに日割であり、作業には賃金を給するのが普通である。文化元（一八〇四）年津山藩松平家の設けた勸農所⁽⁷⁾は、不行跡者、農業不精の者で村役人の申論も聞かない者を収容した。作業は農業関係であつたと推定されるが、逃亡者があるのを見れば、紀律、作業は厳しかったのであろう。出精した者は出所に当り農具代として三俵が与えられた例がある。これは不良化・無宿化防止のための予防拘禁であり、厳密には寄場的施設といふのは当らない。しかし保安処分的施設といふ構想は寄場から学んだと見るべきであらう。天保一五（一八四四）年土浦藩土屋家は徒刑を採用しているが、これには水野忠邦の令の影響が考えられる。郷中無頼の者を逮捕し、小屋に収容し、「罪の軽重によつて」これを使ったといふ。自由刑的要素をも含んだ保安処分と考えられ、寄場的なものとみてよいが、程なく閉鎖されたのではないかと思われる。嘉永元（一八四八）年ないし二年に新庄藩戸沢家が始めた徒刑は比較的よく内容が判明するが人足寄場的であり、同四（一八五二）・五年頃備中松山藩板倉家の設けた徒刑は、旧藩士の回想録によると、「徒刑という懲戒場、同心町にあり。賭博を為すもの、又は親不孝、心得方宜しからざるものを懲戒する処にて、薄鬢に剃落し、眉を剃り、弁柄染の袖なし、背に徒の字を大書したるものを着せ、夫役に召遣うなり。今

の懲役人なり」というもので寄場的である。長岡藩牧野家も家老河井継之助が慶応三（一八六七）年寄場を設けている。この寄場は領分以下に追放刑に当る者と、素行不良者・浮浪の徒を収容する施設で、柿色の法被を着せた。作業は仕立、大工、左官、薬仕事等得意なものさせ、また官用の人夫のほか、武士、町家の希望によって雇われた。囚人の出仕事の賃銀は相場の半額で、相当に歓迎されたという。囚人への賃金は食費を控除して蓄えさせ、出所後の資本に当てさせる。食事は一日に半搗米三合の定めであるが、牢屋（「荒屋敷」）より待遇はよかった。夜はときどき心学の教誨を行う。改悛の情が見られれば随時出場させる。逃走は斬罪であった。全体的に寛大で、夜の一〇時頃過ぎには自宅や親類に行ってもよく、翌日午前四時頃迄に帰ればよかった。河井の個人的な行届いた恩威と統制に支えられて効果がよく挙げたというが、寄場の普及としては見事な成功例である。日本の近代の開幕前夜、数においてはまだ微微たるものであるにせよ、このように徒刑や寄場が幕府の奨励、藩の主体的創意と相俟って全国に次第に普及する趨勢が認められるのである。

- (1) 西本願寺編『日本監獄教誨史』下二〇五頁（昭和二年）。
- (2) 三浦周行「追放刑論」一〇一六頁（『法制史の研究』、大正八年、岩波書店）。
- (3) 『佐渡年代記』下二五二頁（昭和一〇年、佐渡郡教育会）。
- (4) 辻前掲『日本近世行刑史稿』上九九七―八頁。
- (5) 京都大学法学部研究室蔵『徒罪規定書』なお熊本、会津藩については、平松前掲「刑罰の歴史」（日本）五五―五七頁参照。
- (6) 同右蔵『御刑法牒』蝦名庸一「安永期の弘前藩刑法―寛政律との比較―」（『国史研究』一九・二〇号）。
- (7) 寺坂五夫『美作刑政史』二二二―二四頁（昭和三四年）。
- (8) 内閣文庫蔵『土浦御代官定書略抄』拙稿「列藩巡歴（内）土浦藩」（『創文』三七号）。
- (9) 手塚豊「新庄藩の徒刑」（『法学研究』三二巻九号）。
- (10) 同右「長岡藩の寄場と松山（高梁）藩の徒刑所―西洋近代的自由刑の移入を問題として―」（『法学研究』三二巻五号）。

(11) 同右。

七 寄場の実態

人足寄場については平蔵の草創期、いわば初期寄場、これに続き文政三（一八二〇）年までの無罪の無宿のみを収容した前期寄場、および以後幕末までの有罪者をも入れた後期寄場の三期を区別しなければならない。ここでは主として後期寄場の実情を述べる。⁽¹⁾

寄場の敷地は一万六〇三〇坪余、このうち約五分一の三六〇〇坪が丸太矢来で囲まれた寄場施設である。残りの広大な空地は依然として低湿、沼沢地で、上潮となれば水に浸され、風雨には波が押寄せた。これに付属地が一万六七〇〇坪余あり、うち四七〇〇坪余は町人に薪、炭等の貯蔵のため貸して地代を取り、二〇〇〇坪余が人足のための野菜畑になっていた。竹矢来の中には庁舎八二坪余一棟と舎房たる長屋一棟、および工房数棟等がある。時によって変化があるが、舎房は一番から八番まであり、八番の部屋が病室である。各室四間に三間半、三方が板羽目、表口が三寸角格子戸で、牢屋類似の構造である。各房定員四〇名の雑居、房内には炉があつて、喫煙、煮焼を許し、冬季にはこれに薪を燃して暖をとらせた。

一番から七番までの部屋に人足を罪の軽重で分けたというが、その基準は明らかでない。作業別、年令別の考慮もあったようである。舎房でも藁細工等をさせていたが、工房が次第に分化独立する傾向が認められる。米舂、炭団、蠟燭製造場は当初からあつたが、のちには油絞場が二棟もでき、大工、建具、塗物等の手業のための手業場も作られている。女部屋は当初から別異したが、享和元（一八一〇）年以後女子は入所させなかつたため廃れ、天保一四（一八四三）年再び入監を見るようになって女部屋、女手業場が建てられた。一般に舎房は施

錠され、鍵を用いるが、工房は出入自由であった。

寄場奉行は若年寄支配、大工頭格の旗本で役高二百俵二十人扶持、その下の元締役同心三人五十俵三人扶持が実際の管理に当り、一名宛が宿直する。実務を分掌するのが三二名の下役同心で各二十俵二人扶持、役所詰三人、見張鍵役三人、新見張番所掛二人、門詰八人という經理・警備掛と、手業掛三人、油絞方掛八人、春場掛三人、蠣殻灰製所掛一人、畑掛一人という作業掛とがあった。外に医師二人、心学教師一人が主な役員である。監督として目付配下の徒目付、小人目付が常駐し、町奉行からは与力が派遣された。

各房には人足中から選ぶ世話役五人がいて、これが通常手業の指導者をも兼ねる。房内で世話役のみが畳を用い、平人足は板敷にござであった。役人と人足の間立って、人足日常の起居、作業、食事等万般の世話をし、出所の際にはその落着き先、就職の斡旋をするのが人足差配人で、一人ないし二人いる。これは寄場人足であつて出所したもののうち、働きによって命ずるもので、市中に家をもつて毎日出勤し寄場より給金を与える。その他にも出所した者数名が寄場に入出し、種種世話をやいたといわれる。世話役には牢名主的態度があつたと思はれるが、その弊害を伝えたものはない。世話役は手業の指導もしたので、腕のよい職人で零落して寄場人足になつた者等が元締役によつて選出された。この種の者は出所の時が来ても寄場に居残つて手業を教え、また立派な細工物を作つたという。牢名主ほど暴力的支配ではなかつたといえる。問題はむしろ人足差配人であつた。とくに天保期、栄次という人足差配人は不正が多かつたといわれる。栄次は役人の気受がよく勢威があつて、干看や菜を持って来ては人足に貸して売る。人足は煙草錢をあてにして買い後悔する有様である。有罪の者は外使がないので、外使の人足に買物を頼み、その者は不当な値で売りつけて利得していた。栄次がいると遠慮して頼まないためこの利得がなくなり、栄次を怨んだといわれている。

作業は朝午前八時頃から午後四時頃までが原則であるが、仕事に応じて延長することもある。仕事のうち毎日、もしくは隔日に入浴させる。休業は五節句、盆の七月一五・一六日、暮の十二月二五日から正月三日までのほか、毎月一、一五、二八日である。作業に対しては賃金および賞与金を与える。労賃は製品売却代金の二割を道具代諸費用として差引き、残りの三分一を強制的に貯金として積立て、三分二を月に三回一〇日毎に渡す。ほかに仕事奨励のため煙草錢を与えるが、油絞のときは一日二〇―三二文程度で月に二回支給し、放免のときには支給煙草錢の四分一がさらに与えられた。出所には貯金が最低三貫文あることが必要とされていた。構外作業は主として土木、普請の人夫で、無罪の無宿のみに科す。他に外使と称して買物等の雑用に使うが、有罪の者も出所前三カ月前からはこれに当てた。外使には下役同心が十手を帯びて同行した。

入所とともに衣服を領置して一定の衣類を与える。男女とも柿色に水玉を白く染出したもので、二年目には水玉の数を減らし、三年目には無地にする。一見して年数が判るのである。世話役は最初から無地であつた。男は月代を剃らせて、通常の鬘形にし、女も髪を常体に結わせ、既婚者は鉄漿おはぐろもつけさせる。平常人と同じに取扱うことが改心をすすめる所以という趣旨であつた。食事は米麦混合、仕事により五合ないし七合、日に三度で、晝の菜だけは煙草錢から払わせた。

正月には雑煮、塩鮭、五節句に赤飯、寄場開場記念日(二月一九日)、構内稲荷社の祭にも赤飯、暑中には鱈汁、盆に素麺、と年中行事はよく守られ、八月一五日、九月一三日の両度の月見には団子汁を与えるという「風流」も忘れられていない。毎月三度の休業日には心学者に訓話をさせる。七房各室ごとに席を設けて行つた。紀律違反者に対する懲戒は町奉行が通常の刑罰として行ふ。入所に際して違反行為とその刑を具体的に読聞かすのは平蔵以来の伝統で、幕府刑政上の特例といえる。刑は次第に緩和され、逃亡は遠島、後悔して立帰れば重

敵であった。軽い違反は寄場内で役人の折檻が行われたことが知られる。火災等天災のときは切放すことは牢屋と同じである。

改心の実が挙げられればいつでも出所させるのが原則であるが、有罪の者は、通常三年を期限としたようであり、事情により五年、長くても七年までであった。入所収容に当っては単に人足寄場への入所を命ずるのみで、期限は寄場において定めたと思われる。出所には原則として引取人を要し、なるべく郷里に還住、帰農させるよう取計う。引取人がなければ町村役人、あるいは寄場差配人に引渡した。労賃の積立、賞与金を与えるが、必ずしもすべてに家の世話をしたり、職業用具を給したのではない。

予算は寛政二年当初は米五〇〇俵、金五〇〇両であったが、後期になると米は一〇〇〇俵、金も七〇〇両近くまで増加している。しかし被収容人員が約四倍に膨脹したことを考えれば、寄場は幕府財政を圧迫したとただちにはいえない。これは寄場自身の収益が上ったからで、町人に貸した敷地地所からの地代、蠣殻灰製造請負業者よりの冥加金、絞油売却代金の三が主な収入であった。概していえば寄場の管理運営費の二分一が幕府米蔵、金蔵からの支出、残二分一を寄場収入で賄った。地代は約六〇〇両、油絞り収益は八〇〇両、冥加金は一〇〇両以下であった。

(1) 寄場の実情については丸山前掲「加役方人足寄場について」(一)四(『法政史学』七一〇号)、辻前掲『日本近世行刑史稿』上、原前掲『出獄人保護』参照。

(2) 口田万佐伎氏蔵『由緒書』は、寄場元締役口田平五郎の書上で、寄場の職制、運営を伝える史料として貴重である。

むすび

文久二(一八六二)・三年、元治元(一八六四)年、および慶応元(一八六五)年五月ないし一二月の記録である『御証文引合帳』によって、小伝馬町牢屋を出て人足寄場に収容された者の実数が通算できる。⁽¹⁾上記の年月を通して追放刑を宣告された者の約八割に当る二・三六名、入墨・蔽刑の執行後、その約二割の七〇〇名、入墨を「消紛」した罪により「元の如く入墨の上追放」を宣告されたもののうち約八割の八二名が寄場に収容されている。叱りの刑を受けたのち寄場に入れられた者も二名ある。これらに対し無罪の無宿として収容された者は七名に止まる。入墨・蔽刑、追放刑が当時最も適用頻度の高い刑罰であるから、人足寄場収容による保安処分機能の重要性が察せられる。さらに、幕末には追放刑は実質上ほぼ人足寄場に替えられるに至ったといってもよいであろう。他方、寄場を逃亡した者三三名、寄場逃亡後罪を犯した者五八名を数え、追放刑被告者に関しては、寄場出所後構場所への立入四名、同じく罪を犯した者一六名、構場所外で罪を犯した者一八名を数える。逃亡者は依然として多く、出所後の犯罪も決して少なくないのである。

人足寄場が成功であったか否かを判定するのは難しい。少なくとも制度としては、近代以前のものとしては、比較法制的に高い評価が与えられてよい。これは伝統法上の優れた施設であった。問題は運営の実情であるが、もちろん暗黒面も少なくない。実証できるものとして、役人・人足差配人の結託・不正、作業の苛酷、食料飲料水の不備不足、女人足に対する風紀問題等が考えられる。改心して更生した者も確かに相当数あった。しかし逃亡する者もあとを絶たず、出所後またしても罪を犯して寄場に帰って来る者も少なくなかったのである。

このように功罪は相半ばする。ただ歴史は、人足寄場が幕府あるいは江戸後半期日本の刑政に不可欠なものとして存続、拡張され、やがては全国的に普及しようとしていたことを示している。その事実こそが、寄場の価値を、それを創始し育て上げたひとびとの努力の意義を、語っているのである。

(一九七四・三・一〇稿)

(1) 平松前掲「幕末期における犯罪と刑罰の実態——江戸小伝馬町牢屋記録による——」参照。

人足寄場の創始者長谷川平蔵

瀧川政次郎